

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
21	B 地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーション整備促進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うことなどないためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	【制度改正の必要性】 本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。 【支障事例等】 水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。	整備・運営コストの削減は、以下の効果をもたらす。 ・新規参入事業者の増加により、水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができます。 ・水素料金の低減につながり、FCVユーザーにとってメリットが増大し、FCV普及が加速する。 ・敷地境界との距離規制を緩和することにより、敷地に余裕のない都心部でも水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	愛知県	宮城県、神奈川県、名古屋市、豊田市	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論をえた上でセルフスタンダードを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとされている。 高圧ガス設備を敷地境界との距離で設置することは可能である。高圧ガス設備を地盤面下に設置することも同等の措置として認めることは可能であると考える。なお、高圧ガス設備を地盤面下に設ける場合の技術基準を今年度中に整備する予定である。		
214	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCフォークリフトに係る屋内水素充填を可能とする規制緩和を図ること。	FCフォークリフト購入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者によって、屋内充填が可能であることがFCフォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法規上、水素ステーションのデイスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充填は不可能となっている。	FCフォークリフト屋内充填が可能となれば、外部との往来が不要となり、衛生環境の確保、作業効率の向上やコストダウンが期待できる。また、多種多様な業種への展開も期待される。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	経済産業省	徳島県、鳥取県	神奈川県、豊田市	高圧ガス保安法では、ディスペンサーを屋内に設置できないとする規定はないため、技術基準上は庄屋水素が漏洩したときに滞留しないような構造であることを求めている。「滞留しない構造」としては、「一時高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」において、例示基準として示しているので参照いただきたい。 また、例示基準に基づかない場合について、高圧ガス保安協会による事前評価を受け、その評価書を事業者の許可申請書に添付頂く方法もある。		
215	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCフォークリフト作業者が、セルフ充てんを行ってはいけない。	水素ステーションの運営コスト(立会者の人件費等)の削減に繋がるとともに、FCVの利便性の向上を図ることができる。 また、物流倉庫等においては、FCVドライバーやFCフォークリフト作業者によるセルフ充てんを可能とすることにより、最大限の作業効率を発揮することができる。	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	経済産業省	徳島県、大坂町、兵庫県、鳥取県、堺市	神奈川県、愛知県、豊田市、大坂町、香川県	日本県でもFCフォークリフトの導入を希望する業者にヒアリングしたところ、事業所内におけるFCVの利便性による水素充填が認められていないため、連携コストが高くなることから、同様の措置を求めるとの意見があつた。	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論をえた上でセルフスタンダードを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしている。	
216	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他のこれらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他のこれらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条、道路法施行令第7条	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都府	豊田市、宮城県、長崎県	OCFVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車が利用する様な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極的に進めることが必要である。 この提案の水素ステーションについて、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければ普及に支障が生じる具体的な理由が明らかではないが、これらをおおほいにうなづいて、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。	道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本來的機能である、道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 この提案の水素ステーションについて、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければ普及に支障が生じる具体的な理由が明らかではないが、これらをおおほいにうなづいて、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。	
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵室に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第二種貯蔵所」において実現する。貯蔵室に新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることは困難である。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行ふ場合、第一種貯蔵所に譲渡する場合、第二種貯蔵所に譲渡する場合、第三種貯蔵所に譲渡する場合、第四種貯蔵所に譲渡する場合、第五種貯蔵所に譲渡する場合、第六種貯蔵所に譲渡する場合、第七種貯蔵所に譲渡する場合、第八種貯蔵所に譲渡する場合、第九種貯蔵所に譲渡する場合、第十種貯蔵所に譲渡する場合、第十一種貯蔵所に譲渡する場合、第十二種貯蔵所に譲渡する場合、第十三種貯蔵所に譲渡する場合、第十四種貯蔵所に譲渡する場合、第十五種貯蔵所に譲渡する場合、第十六種貯蔵所に譲渡する場合、第十七種貯蔵所に譲渡する場合、第十八種貯蔵所に譲渡する場合、第十九種貯蔵所に譲渡する場合、第二十種貯蔵所に譲渡する場合、第二十一種貯蔵所に譲渡する場合、第二十二種貯蔵所に譲渡する場合、第二十三種貯蔵所に譲渡する場合、第二十四種貯蔵所に譲渡する場合、第二十五種貯蔵所に譲渡する場合、第二十六種貯蔵所に譲渡する場合、第二十七種貯蔵所に譲渡する場合、第二十八種貯蔵所に譲渡する場合、第二十九種貯蔵所に譲渡する場合、第三十種貯蔵所に譲渡する場合、第三十一種貯蔵所に譲渡する場合、第三十二種貯蔵所に譲渡する場合、第三十三種貯蔵所に譲渡する場合、第三十四種貯蔵所に譲渡する場合、第三十五種貯蔵所に譲渡する場合、第三十六種貯蔵所に譲渡する場合、第三十七種貯蔵所に譲渡する場合、第三十八種貯蔵所に譲渡する場合、第三十九種貯蔵所に譲渡する場合、第四十種貯蔵所に譲渡する場合、第四十一種貯蔵所に譲渡する場合、第四十二種貯蔵所に譲渡する場合、第四十三種貯蔵所に譲渡する場合、第四十四種貯蔵所に譲渡する場合、第四十五種貯蔵所に譲渡する場合、第四十六種貯蔵所に譲渡する場合、第四十七種貯蔵所に譲渡する場合、第四十八種貯蔵所に譲渡する場合、第四十九種貯蔵所に譲渡する場合、第五十種貯蔵所に譲渡する場合、第五十一種貯蔵所に譲渡する場合、第五十二種貯蔵所に譲渡する場合、第五十三種貯蔵所に譲渡する場合、第五十四種貯蔵所に譲渡する場合、第五十五種貯蔵所に譲渡する場合、第五十六種貯蔵所に譲渡する場合、第五十七種貯蔵所に譲渡する場合、第五十八種貯蔵所に譲渡する場合、第五十九種貯蔵所に譲渡する場合、第六十種貯蔵所に譲渡する場合、第六十一種貯蔵所に譲渡する場合、第六十二種貯蔵所に譲渡する場合、第六十三種貯蔵所に譲渡する場合、第六十四種貯蔵所に譲渡する場合、第六十五種貯蔵所に譲渡する場合、第六十六種貯蔵所に譲渡する場合、第六十七種貯蔵所に譲渡する場合、第六十八種貯蔵所に譲渡する場合、第六十九種貯蔵所に譲渡する場合、第七十種貯蔵所に譲渡する場合、第七十一種貯蔵所に譲渡する場合、第七十二種貯蔵所に譲渡する場合、第七十三種貯蔵所に譲渡する場合、第七十四種貯蔵所に譲渡する場合、第七十五種貯蔵所に譲渡する場合、第七十六種貯蔵所に譲渡する場合、第七十七種貯蔵所に譲渡する場合、第七十八種貯蔵所に譲渡する場合、第七十九種貯蔵所に譲渡する場合、第八十種貯蔵所に譲渡する場合、第八十一種貯蔵所に譲渡する場合、第八十二種貯蔵所に譲渡する場合、第八十三種貯蔵所に譲渡する場合、第八十四種貯蔵所に譲渡する場合、第八十五種貯蔵所に譲渡する場合、第八十六種貯蔵所に譲渡する場合、第八十七種貯蔵所に譲渡する場合、第八十八種貯蔵所に譲渡する場合、第八十九種貯蔵所に譲渡する場合、第九十種貯蔵所に譲渡する場合、第九十一種貯蔵所に譲渡する場合、第九十二種貯蔵所に譲渡する場合、第九十三種貯蔵所に譲渡する場合、第九十四種貯蔵所に譲渡する場合、第九十五種貯蔵所に譲渡する場合、第九十六種貯蔵所に譲渡する場合、第九十七種貯蔵所に譲渡する場合、第九十八種貯蔵所に譲渡する場合、第九十九種貯蔵所に譲渡する場合、第一百種貯蔵所に譲渡する場合、第一百零一种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零二种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零三种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零四种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零五种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零六种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零七种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零八种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零九种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一零种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十一种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十二种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十三种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十四种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十五种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十六种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十七种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十八种貯蔵所に譲渡する場合、第一百一十九种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十一种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十两种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十三种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十四种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十五回の譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人は又は譲り受けける者があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることは困難である。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行ふ場合、第一種貯蔵所に譲渡する場合、第二種貯蔵所に譲渡する場合、第三種貯蔵所に譲渡する場合、第四種貯蔵所に譲渡する場合、第五種貯蔵所に譲渡する場合、第六種貯蔵所に譲渡する場合、第七種貯蔵所に譲渡する場合、第八種貯蔵所に譲渡する場合、第九種貯蔵所に譲渡する場合、第十種貯蔵所に譲渡する場合、第十一種貯蔵所に譲渡する場合、第十二種貯蔵所に譲渡する場合、第十三種貯蔵所に譲渡する場合、第十四種貯蔵所に譲渡する場合、第十五種貯蔵所に譲渡する場合、第十六種貯蔵所に譲渡する場合、第十七種貯蔵所に譲渡する場合、第十八種貯蔵所に譲渡する場合、第十九種貯蔵所に譲渡する場合、第二十種貯蔵所に譲渡する場合、第二十一種貯蔵所に譲渡する場合、第二十二種貯蔵所に譲渡する場合、第二十三種貯蔵所に譲渡する場合、第二十四種貯蔵所に譲渡する場合、第二十五種貯蔵所に譲渡する場合、第二十六種貯蔵所に譲渡する場合、第二十七種貯蔵所に譲渡する場合、第二十八種貯蔵所に譲渡する場合、第二十九種貯蔵所に譲渡する場合、第三十種貯蔵所に譲渡する場合、第三十一種貯蔵所に譲渡する場合、第三十二種貯蔵所に譲渡する場合、第三十三種貯蔵所に譲渡する場合、第三十四種貯蔵所に譲渡する場合、第三十五種貯蔵所に譲渡する場合、第三十六種貯蔵所に譲渡する場合、第三十七種貯蔵所に譲渡する場合、第三十八種貯蔵所に譲渡する場合、第三十九種貯蔵所に譲渡する場合、第四十種貯蔵所に譲渡する場合、第四十一種貯蔵所に譲渡する場合、第四十二種貯蔵所に譲渡する場合、第四十三種貯蔵所に譲渡する場合、第四十四種貯蔵所に譲渡する場合、第四十五種貯蔵所に譲渡する場合、第四十六種貯蔵所に譲渡する場合、第四十七種貯蔵所に譲渡する場合、第四十八種貯蔵所に譲渡する場合、第四十九種貯蔵所に譲渡する場合、第五十種貯蔵所に譲渡する場合、第五十一種貯蔵所に譲渡する場合、第五十二種貯蔵所に譲渡する場合、第五十三種貯蔵所に譲渡する場合、第五十四種貯蔵所に譲渡する場合、第五十五種貯蔵所に譲渡する場合、第五十六種貯蔵所に譲渡する場合、第五十七種貯蔵所に譲渡する場合、第五十八種貯蔵所に譲渡する場合、第五十九種貯蔵所に譲渡する場合、第六十種貯蔵所に譲渡する場合、第六十一種貯蔵所に譲渡する場合、第六十二種貯蔵所に譲渡する場合、第六十三種貯蔵所に譲渡する場合、第六十四種貯蔵所に譲渡する場合、第六十五種貯蔵所に譲渡する場合、第六十六種貯蔵所に譲渡する場合、第六十七種貯蔵所に譲渡する場合、第六十八種貯蔵所に譲渡する場合、第六十九種貯蔵所に譲渡する場合、第七十種貯蔵所に譲渡する場合、第七十一種貯蔵所に譲渡する場合、第七十二種貯蔵所に譲渡する場合、第七十三種貯蔵所に譲渡する場合、第七十四種貯蔵所に譲渡する場合、第七十五種貯蔵所に譲渡する場合、第七十六種貯蔵所に譲渡する場合、第七十七種貯蔵所に譲渡する場合、第七十八種貯蔵所に譲渡する場合、第七十九種貯蔵所に譲渡する場合、第八十種貯蔵所に譲渡する場合、第八十一種貯蔵所に譲渡する場合、第八十二種貯蔵所に譲渡する場合、第八十三種貯蔵所に譲渡する場合、第八十四種貯蔵所に譲渡する場合、第八十五種貯蔵所に譲渡する場合、第八十六種貯蔵所に譲渡する場合、第八十七種貯蔵所に譲渡する場合、第八十八種貯蔵所に譲渡する場合、第八十九種貯蔵所に譲渡する場合、第九十種貯蔵所に譲渡する場合、第九十一種貯蔵所に譲渡する場合、第九十二種貯蔵所に譲渡する場合、第九十三種貯蔵所に譲渡する場合、第九十四種貯蔵所に譲渡する場合、第九十五種貯蔵所に譲渡する場合、第九十六種貯蔵所に譲渡する場合、第九十七種貯蔵所に譲渡する場合、第九十八種貯蔵所に譲渡する場合、第九十九種貯蔵所に譲渡する場合、第一百種貯蔵所に譲渡する場合、第一百零一种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零二种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零三种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零四种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零五种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零六种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零七种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零八种貯蔵所に譲渡する場合、第一百零九种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十一种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十两种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十三种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十四种貯蔵所に譲渡する場合、第一百二十五回の譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人は又は譲り受けける者があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出ることは困難である。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行ふ場合、第一種貯蔵所に譲渡する場合、第二種貯蔵所に譲渡する場合、第三種貯蔵所に譲渡する場合、第四種貯蔵所に譲渡する場合、第五種貯蔵所に譲渡する場合、第六種貯蔵所に譲渡する場合、第七種貯蔵所に譲渡する場合、第八種貯蔵所に譲渡する場合、第九種貯蔵所に譲渡する場合、第十種貯蔵所に譲渡する場合、第十一種貯蔵所に譲渡する場合、第十二種貯蔵所に譲渡する場合、第十三種貯蔵所に譲渡する場合、第十四種貯蔵所に譲渡する場合、第十五種貯蔵所に譲渡する場合、第十六種貯蔵所に譲渡する場合、第十七種貯蔵所に譲渡する場合、第十八種貯蔵所に譲渡する場合、第十九種貯蔵所に譲渡する場合、第二十種貯蔵所に譲渡する場合、第二十一種貯蔵所に譲渡する場合、第二十二種貯蔵所に譲渡する場合、第二十三種貯蔵所に譲渡する場合、第二十四種貯蔵所に譲渡する場合、第二十五種貯									

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
43 A 権限移譲 産業振興 小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県への移譲	【支障事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に必要な施策として実行されている。 H26年度の地方分権改革において本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後も小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては全国で都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなどを、より一層密に連携するための方針を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが固めていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。	【制度改正の必要性】 都道府県は地元の商工会・商工會議所・企業との距離が近く、経営計画の策定や版面開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。 このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担当方が適切である。 なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工會議所会合並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的に都道府県の指導・監督の下に実施されるものである」との記述もある。	地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	埼玉県	新潟県、浜松市	—	小規模事業者持続化補助金について、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工會議所と一緒にして実質した経営計画に基づき実施する版面開拓を支援するものである。 商工会・商工會議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金をすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。 また、本事業はその時の政策の必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委託することは適切ではない。				
96 A 権限移譲 産業振興 商工会・商工會議所と一体となった版面開拓に関する事務の都道府県への移譲	地盤経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。	【支障事例】 小規模事業者持続化補助金について、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後も小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工會議所会合並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的に都道府県の指導・監督の下に実施されるものである」との記述もある。	小規模事業者持続化補助金交付要綱	経済産業省	栃木県	新潟県	—	小規模事業者持続化補助金について、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工會議所と一緒にして実質した経営計画に基づき実施する版面開拓を支援するものである。 商工会・商工會議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金をすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。 また、本事業はその時の政策の必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委託することは適切ではない。					
89 A 権限移譲 産業振興 経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲	経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。	本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する経営革新等認定支援機関として認定を受けおり、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の認定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 あるいたま市産業創造財団との密接な連携により、本市の中小企業支援策としても、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。	経営革新計画の認定を指定都市でも実施ができるようにして市の一レベルで行なうことが可能となり、利便性が向上する。また、市にこだわる関係団体での連携をより円滑に行なうことが可能となり、もっさりとしたまちまちひとごと創生戦略に位置付けている「中小企業の競争力強化による雇用創出」にもつながる。	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	経済産業省	さいたま市	浜松市	—	当制度については、地方分権推進委員会第6次勧告(平成10年11月)において、中小企業支援策について「地方公共団体が一定の役割を果たしつゝ、支援対象を選定できるよう、「地域性の高い事業については都道府県が計画実施を行う制度とする」とが盛り込まれていてことを踏まえ、また事業者の利便性を配慮し、全国レベルの取組よりも地域性の高い事業については平成11年の制度創設時より都道府県が承認を行なうこととしている。 一方、地方分権の観点から、地方自治法第252条の1の2により、都道府県知事がからかじめ町村の長に協議し、条例を定めることにより、都道府県の事務一部を市町村に移譲することができるようになっていることから、必要に応じて県と相談していただきたい。				
225 A 権限移譲 産業振興 地域・まちなみ商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲	・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで該当事業の情報がないため、補助希望者へ情報が届かない。 ・制度適用の変更等、公募情報の公表が遅延に伴い、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事態が発生している。 ・都道府県において、国における制度や運用の検討次第が不明であるため、補助申請が重複したり重複補助を招く可能性があり、実効的な施策の立案に支障が出ていている。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにまかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行なうことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即して効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・申請先が統一されることで、補助申請者により身近な場所になるため、利便性が向上する。	中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県	○事前に、商店街から申請があつたことを含め、県に情報提供し、交付審査が複数団体からなされ、対応方針で「国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に対し、支援要件等の柔軟性に関する情報提供を行う。」とされた。	本事業は、限られた予算の中で全国的な見地から商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図るものである。このため、本事業の観点から、全国の商店街について俯瞰すること可能である旨の実施が必要不可欠である。 本事業の執行にあたっては、地元の商店街に精通している地方自治体との連携が重要であるため、地方自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認とともに、地方自治体の関与が強い案件を優先的に探査するなどしているところ。					
226 A 権限移譲 産業振興 中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲	・研修事業内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われないため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。 ・制度適用の変更等、公募情報の公表が遅延に伴い、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事態が発生している。 ・都道府県が都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即して効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることができる。 ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにまかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)	・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行なうことで、制度の適切な運用を促すことができる。 ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即して効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。 ・申請先が統一されることで、補助申請者により身近な場所になるため、利便性が向上する。	我が国の若者・女性の活躍推進のための提言 日本再興戦略 「ちいさな企業」成長本事業部行動計画	経済産業省	全国知事会	埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県	○国との交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んだり、商店街から申請があつたことを含め、県に情報提供し、交付審査が複数団体からなされ、対応方針で「国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に対し、支援要件等の柔軟性に関する情報提供を行う。」とされた。	中小サービス業中核人材の育成支援事業に関して、本事業では、全国から人材を「武者修行」に出したい企業を募り、また同様に、全国からこじらした人材を受け入れていただく優良企業を募り、双方をマッチングする必要があるため、全国で取り組む必要のある事業である。したがって、本事業に際しては引き続き運営が必要実施していく。 なお、事業実施時期に関しては、利用者の要望を踏まえ、交付手続きをより迅速に行なう努力でいる。 小規模事業者支援人材育成事業については、経営計画策定支援の方法など、「商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律」第3条に基づき定められている、基本指針を踏まえた研修内容となるよう、実施機関と連携して事業を実施しており、国が統一して実施することが必要。また、可能な限り県の担当者が出向いて説明しており、法律や国の政策の背景を現場へ直々伝えることができる機会としても重要なものと考えている。要望を踏まえ、事業実施時期はできるだけ前倒しができるよう配慮しつつ、引き続き、国が実施していく。					
45 B 地方に対する規制緩和 医療・福祉 孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支障事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能といえる。また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。	本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省	埼玉県	新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市	○地域の住民と日常的に関わっている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充を取り組んでいる。ライフライン事業者が協定団体に名を連ねているため、居住者への通報がしやすくなつてきたと認識しているところである。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にものないので、本来は必要な道筋がなされていない可能性はある。 ○生活保護受給者について、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を見しやすい状況にあるが、最近、県内の他の都市で、生活保護受給者が孤独死した事件が発生した。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤死の防止策には限界がある。 このように生活保護受給者でさえ、孤死が生じたため、生活保護を受給していない者(「もくろみ者」)がいるのが現状である。この「もくろみ者」にあっては、孤死の可能性がさらに高まっているようであると実現すれば、生活保護受給者も含めて孤死の可能性を減じることができることに貢献する。	個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者等となる場合のライフイン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的な基準を示す必要はないと考えている。				

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
補助事業の採択に当たっては、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により、全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。 また、本事業は平成25年度補正予算で措置されて以来、26年度補正予算、27年度補正予算と3年連続で措置されている。 さらに、政府は地方創生や一億総活躍を掲げている以上、まさに本事業のような中小企業支援は重要な施策の一つであり、引き続き実施していく必要があるとも考える。 したがって、地域と結びつきの深い本事業については、都道府県へ移譲すべきである。 なお、先述したとおり、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下で実施されるものであり」との記述があるが、当該記述と小規模事業者持続化補助金との関係についてどのようにお考えか御教示願いたい。	-	-	-	【全国知事会】 版路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。都道府県が実施する版路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
中小企業を取り巻く状況には地域差があり、全国団体による個別的な審査はそれぞれの地域の実情を適切に反映することが難しく、より好条件の地域の中企業に有利と言わざるを得ず、更なる地域差を招くにつながる。 地域経済の狙い手である中小企業に対する支援策を効率的・効果的に推進するためには、地域の情報やネットワークを有する都道府県の実情を適切に反映し、都道府県が実施する事業は適切に連携することが必要である。そのため、版路開拓に関する事務については都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲るべきである。	-	-	-	【全国知事会】 版路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。都道府県が実施する版路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
本市としては、中小企業の課題解決や成長支援等について、幅広く柔軟に支援していくたいと考えている。今後、経営革新計画策定の支援について、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が行っている現状、本市において承認を行うことによる、中小企業の活性化向上や成長への影響、他の指定都市における取組状況等を調査・研究した上で必要に応じて県に相談することとしている。	-	-	-	【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。	-	-	-	【全国知事会】 地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業に対する重複があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。 都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。	-	-	-	【全国知事会】 中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業に対する重複があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。 都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		
本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異変を発見した際の自治体への通報は、全國どの地域においても適切な運用がなされるよう全国において配慮すべき重要事項と考える。 しかし、厚生労働省の通知(24.5.1)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合として、通報るべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。 したがって、それら通知などに具体的な事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討を求める。		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支障事例			
54	B 地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県総覧期間等の短縮	大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県総覧期間の短縮(店舗面積1,000㎡超について、例えば、法律で現在4ヶ月と規定している届出事項の県総覧期間を1ヶ月から2ヶ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8ヶ月ルール)でも1ヶ月から2ヶ月の短縮をする。)	事業者からの届出は不定期に提出されるが、総覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか変わらないにも関わらず、総覧期間との調整がうまく出来なかったことから、県の意見提出日が大きく乖離したり、短縮間に審査会を複数回開催されなければならない場合がある。 ※法律の規定により、事業者は届出後2ヶ月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その他の住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県においては、4ヶ月の総覧期間中に住民等から県に意見が提出された例はなく、総覧期間の柔軟化・短縮化を図るために問題ないと考えられる。 また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。	地元説明会の段階で住民との調整を支障なく終えている事業者は、早朝に開店することが可能になる。また、総覧期間の短縮化が図られることにより、県審査会の開催時期との調整が柔軟に行えるようになる。	大規模小売店舗立地法	経済産業省	岡山県	徳島県	—	大店立地法は、大型店の出店の際に、生活環境への影響についての配慮を大型店に求める手続を定めたものであり、地域住民に対する説明会の開催や、地域住民からの意見提出機会の確保等を通じて、地域住民と大型店とのコミュニケーションによる生活環境への影響についての解決を促している。	大店立地法においては、説明会開催や地域住民の意見提出、都道府県等の意見提出等について期限が設定されており、生活環境への影響がり得るケースであっても、一定の期間内に手続が完了されることは、大型店が届出から出店まで必要な期間を予見できるようとしている。	大型店による説明会は住民等が聴いて、生活環境への影響の可能性について判断し、意見として都道府県等に提出するなどは、相手の時間が必要であり、そのための期間として4ヶ月の期間(県の総覧期間)が設定されている。この期間は現状よりも短くしていことは、住民に必要な検討期間が短くなっていることにならう。開店に必要な期間を短くしたい大型店にとっては都合が良いが、住民には不利益になるという、トドオの関係になっている。	大型店は、出店にあたって、地域に受け入れられる様に、住民の要望に誠実に対応していくことが期待されたり、多くの場合、予見される生活環境への影響を緩和する措置(防音壁、外灯の設置、駐車場出入口での警備員の配置など)を実施することを住民への説明会で表明するため、これまでの大店立地法の執行において、都道府県等から意見が提出されるケースは5%以下など少ない。しかしながら、大型店側の取扱が不十分であることにあり、意見が提出されることも当然あり、その場合は、住民と大型店との深刻な対立が生じていることもある。現状において、大型店出店に必要な期間を短くし、利益を与える一方で、住民が意見を提出する期間を短くするという不利益を与える法改正は両者の力関係のバランスを崩すものであると考える。
62	A 権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事業手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮が求められる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービス向上への期待がある。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事業手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮が求められる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービス向上への期待がある。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事業手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮が求められる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービス向上への期待がある。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	経済産業省	富山県	—	—	1. 中小企業等協同組合法(以下、「中協法」という)、及び中小企業団体の組織に関する法律(以下、「中団法」という)に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という)については、事業区域が自治体(都道府県)の行政範囲を超える組合等が存在する。自治体の権限は、地方自治法に規定する権限の範囲に留まるため、都道府県等に所在する組合等の大臣が、地方自治法に規定する権限を持つ。 2. 今般の要望に關し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可、報告の微調等、法令等の違反に対する処分等にかかる権限は、各経営産業局から都道府県へ権限移譲の申請	1. 中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事業手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮が求められる。 また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービス向上への期待がある。 2. 今般の要望に關し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することによって、都道府県が自らの権限で行政範囲を超える場所に報告書や立入検査等を行うことができるかという点である。これに伴う問題が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、統一的な整備が必要である。 3. 一方で、組合等が地方経済産業局やその他の関係行政庁に対して手続を取るという現在の体制から、ワクストップで自治体に対してのみ手続を取ることで利便の向上に繋がることができるといふ点については考慮する必要があり、上記の実験論も踏まえ、比較検討の上、検討していく。	1. 中小企業等協同組合法に基づく「中協法」という)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下、「中団法」という)に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という)については、事業区域が自治体(都道府県)の行政範囲を超える組合等が存在する。自治体の行政範囲を超える場合には都道府県の大臣が、地方自治法に規定する権限を持つ。 2. 今般の要望に關し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することによって、都道府県が自らの権限で行政範囲を超える場所に報告書や立入検査等を行うことができるかという点である。これに伴う問題が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、統一的な整備が必要である。 3. 一方で、組合等が地方経済産業局やその他の関係行政庁に対してのみ手続を取ることで利便の向上に繋がることができるといふ点については考慮する必要があり、上記の実験論も踏まえ、比較検討の上、検討していく。	
71	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における総用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業者による総用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、河川法に基づく総用水占有許可申請に係る総用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める。	工業用水道事業者による総用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、河川法に基づく総用水占有許可申請に係る総用水の供給量について、柔軟な運用の改善がされることにより、製造業以外の事業用総用水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の総用水を柔軟に供給可能とするとより、水利用の改悪が可能されることにより、製造業以外の事業用総用水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利権部分の転用について(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務官連絡) ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐、建設省河川局水政課長補佐(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県	滋賀県、徳島県	—	【国土交通省回答】 河川法第23条に基づく河水の占用は、「あらたに目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用河川の水を占有する行為」(以下記1)とされている。今般の要望に關する限り、河川の流水の有効かつ適正利用の確保と、利害者間の水利権の維持のため、その占用に当たっては、自治体が行政範囲を超える組合等を構成する組合等を指揮する点を確認する必要がある。具体的には、(1)地方経済産業局が理・指導している組合等を構成する組合等が、(2)所管する組合等に対して、行政範囲を超える組合等に於ける組合等が、(3)所管する組合等に於ける組合等が、(4)所管する組合等に於ける組合等が、(5)所管する組合等に於ける組合等が、(6)所管する組合等に於ける組合等が、(7)所管する組合等に於ける組合等が、(8)所管する組合等に於ける組合等が、(9)所管する組合等に於ける組合等が、(10)所管する組合等に於ける組合等が、(11)所管する組合等に於ける組合等が、(12)所管する組合等に於ける組合等が、(13)所管する組合等に於ける組合等が、(14)所管する組合等に於ける組合等が、(15)所管する組合等に於ける組合等が、(16)所管する組合等に於ける組合等が、(17)所管する組合等に於ける組合等が、(18)所管する組合等に於ける組合等が、(19)所管する組合等に於ける組合等が、(20)所管する組合等に於ける組合等が、(21)所管する組合等に於ける組合等が、(22)所管する組合等に於ける組合等が、(23)所管する組合等に於ける組合等が、(24)所管する組合等に於ける組合等が、(25)所管する組合等に於ける組合等が、(26)所管する組合等に於ける組合等が、(27)所管する組合等に於ける組合等が、(28)所管する組合等に於ける組合等が、(29)所管する組合等に於ける組合等が、(30)所管する組合等に於ける組合等が、(31)所管する組合等に於ける組合等が、(32)所管する組合等に於ける組合等が、(33)所管する組合等に於ける組合等が、(34)所管する組合等に於ける組合等が、(35)所管する組合等に於ける組合等が、(36)所管する組合等に於ける組合等が、(37)所管する組合等に於ける組合等が、(38)所管する組合等に於ける組合等が、(39)所管する組合等に於ける組合等が、(40)所管する組合等に於ける組合等が、(41)所管する組合等に於ける組合等が、(42)所管する組合等に於ける組合等が、(43)所管する組合等に於ける組合等が、(44)所管する組合等に於ける組合等が、(45)所管する組合等に於ける組合等が、(46)所管する組合等に於ける組合等が、(47)所管する組合等に於ける組合等が、(48)所管する組合等に於ける組合等が、(49)所管する組合等に於ける組合等が、(50)所管する組合等に於ける組合等が、(51)所管する組合等に於ける組合等が、(52)所管する組合等に於ける組合等が、(53)所管する組合等に於ける組合等が、(54)所管する組合等に於ける組合等が、(55)所管する組合等に於ける組合等が、(56)所管する組合等に於ける組合等が、(57)所管する組合等に於ける組合等が、(58)所管する組合等に於ける組合等が、(59)所管する組合等に於ける組合等が、(60)所管する組合等に於ける組合等が、(61)所管する組合等に於ける組合等が、(62)所管する組合等に於ける組合等が、(63)所管する組合等に於ける組合等が、(64)所管する組合等に於ける組合等が、(65)所管する組合等に於ける組合等が、(66)所管する組合等に於ける組合等が、(67)所管する組合等に於ける組合等が、(68)所管する組合等に於ける組合等が、(69)所管する組合等に於ける組合等が、(70)所管する組合等に於ける組合等が、(71)所管する組合等に於ける組合等が、(72)所管する組合等に於ける組合等が、(73)所管する組合等に於ける組合等が、(74)所管する組合等に於ける組合等が、(75)所管する組合等に於ける組合等が、(76)所管する組合等に於ける組合等が、(77)所管する組合等に於ける組合等が、(78)所管する組合等に於ける組合等が、(79)所管する組合等に於ける組合等が、(80)所管する組合等に於ける組合等が、(81)所管する組合等に於ける組合等が、(82)所管する組合等に於ける組合等が、(83)所管する組合等に於ける組合等が、(84)所管する組合等に於ける組合等が、(85)所管する組合等に於ける組合等が、(86)所管する組合等に於ける組合等が、(87)所管する組合等に於ける組合等が、(88)所管する組合等に於ける組合等が、(89)所管する組合等に於ける組合等が、(90)所管する組合等に於ける組合等が、(91)所管する組合等に於ける組合等が、(92)所管する組合等に於ける組合等が、(93)所管する組合等に於ける組合等が、(94)所管する組合等に於ける組合等が、(95)所管する組合等に於ける組合等が、(96)所管する組合等に於ける組合等が、(97)所管する組合等に於ける組合等が、(98)所管する組合等に於ける組合等が、(99)所管する組合等に於ける組合等が、(100)所管する組合等に於ける組合等が、(101)所管する組合等に於ける組合等が、(102)所管する組合等に於ける組合等が、(103)所管する組合等に於ける組合等が、(104)所管する組合等に於ける組合等が、(105)所管する組合等に於ける組合等が、(106)所管する組合等に於ける組合等が、(107)所管する組合等に於ける組合等が、(108)所管する組合等に於ける組合等が、(109)所管する組合等に於ける組合等が、(110)所管する組合等に於ける組合等が、(111)所管する組合等に於ける組合等が、(112)所管する組合等に於ける組合等が、(113)所管する組合等に於ける組合等が、(114)所管する組合等に於ける組合等が、(115)所管する組合等に於ける組合等が、(116)所管する組合等に於ける組合等が、(117)所管する組合等に於ける組合等が、(118)所管する組合等に於ける組合等が、(119)所管する組合等に於ける組合等が、(120)所管する組合等に於ける組合等が、(121)所管する組合等に於ける組合等が、(122)所管する組合等に於ける組合等が、(123)所管する組合等に於ける組合等が、(124)所管する組合等に於ける組合等が、(125)所管する組合等に於ける組合等が、(126)所管する組合等に於ける組合等が、(127)所管する組合等に於ける組合等が、(128)所管する組合等に於ける組合等が、(129)所管する組合等に於ける組合等が、(130)所管する組合等に於ける組合等が、(131)所管する組合等に於ける組合等が、(132)所管する組合等に於ける組合等が、(133)所管する組合等に於ける組合等が、(134)所管する組合等に於ける組合等が、(135)所管する組合等に於ける組合等が、(136)所管する組合等に於ける組合等が、(137)所管する組合等に於ける組合等が、(138)所管する組合等に於ける組合等が、(139)所管する組合等に於ける組合等が、(140)所管する組合等に於ける組合等が、(141)所管する組合等に於ける組合等が、(142)所管する組合等に於ける組合等が、(143)所管する組合等に於ける組合等が、(144)所管する組合等に於ける組合等が、(145)所管する組合等に於ける組合等が、(146)所管する組合等に於ける組合等が、(147)所管する組合等に於ける組合等が、(148)所管する組合等に於ける組合等が、(149)所管する組合等に於ける組合等が、(150)所管する組合等に於ける組合等が、(151)所管する組合等に於ける組合等が、(152)所管する組合等に於ける組合等が、(153)所管する組合等に於ける組合等が、(154)所管する組合等に於ける組合等が、(155)所管する組合等に於ける組合等が、(156)所管する組合等に於ける組合等が、(157)所管する組合等に於ける組合等が、(158)所管する組合等に於ける組合等が、(159)所管する組合等に於ける組合等が、(160)所管する組合等に於ける組合等が、(161)所管する組合等に於ける組合等が、(162)所管する組合等に於ける組合等が、(163)所管する組合等に於ける組合等が、(164)所管する組合等に於ける組合等が、(165)所管する組合等に於ける組合等が、(166)所管する組合等に於ける組合等が、(167)所管する組合等に於ける組合等が、(168)所管する組合等に於ける組合等が、(169)所管する組合等に於ける組合等が、(170)所管する組合等に於ける組合等が、(171)所管する組合等に於ける組合等が、(172)所管する組合等に於ける組合等が、(173)所管する組合等に於ける組合等が、(174)所管する組合等に於ける組合等が、(175)所管する組合等に於ける組合等が、(176)所管する組合等に於ける組合等が、(177)所管する組合等に於ける組合等が、(178)所管する組合等に於ける組合等が、(179)所管する組合等に於ける組合等が、(180)所管する組合等に於ける組合等が、(181)所管する組合等に於ける組合等が、(182)所管する組合等に於ける組合等が、(183)所管する組合等に於ける組合等が、(184)所管する組合等に於ける組合等が、(185)所管する組合等に於ける組合等が、(186)所管する組合等に於ける組合等が、(187)所管する組合等に於ける組合等が、(188)所管する組合等に於ける組合等が、(189)所管する組合等に於ける組合等が、(190)所管する組合等に於ける組合等が、(191)所管する組合等に於ける組合等が、(192)所管する組合等に於ける組合等が、(193)所管する組合等に於ける組合等が、(194)所管する組合等に於ける組合等が、(195)所管する組合等に於ける組合等が、(196)所管する組合等に於ける組合等が、(197)所管する組合等に於ける組合等が、(198)所管する組合等に於ける組合等が、(199)所管する組合等に於ける組合等が、(200)所管する組合等に於ける組合			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解			
岡山県では、平成21年度より国の指針に基づく「大規模小売店舗の地域貢献推進の手引」を作成し、事業者(業者)に対し、この手引の内容を踏まえた状況表と新設届に添付するよう指示している。また、この手引に記載したとおり、県庁内VG及び独自に事務を行っている岡山市と倉敷市にも照会を行い、毎年度内容の修正を図っている。 このように、地域住民に配慮した対応を間接的に事業者に求めていることもあり、本県では、継続期間中の閲覧希望者は、地図業者が建築業者が大半であり、県民による閲覧はほとんどない。 当該市町村についても、継続しているが特に住民からの意見はないと言いつており、これは、地域住民が説明会での事業者側の対応に不満を感じていないからと思われる。 また、平成19年に大店立地法に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が改訂され、中国経済産業局からは、この改訂以降、都道府県等での大店立地法の審査手続において、同法第8条第4項に基づく意見を有する通知がなされた実績はないと言いつてある。(ただし、「意見なし」とした上で、その他「留意事項」として申し添えられた通知を除くもの) 以上のことから、県継続期間等の短縮を行っても、地域住民に不利益が生ずるとは考えられず、提案実施の検討をお願いしたい。 なお、一律に公告継続期間を短縮することが難しいのであれば、例えば、「小規模で問題の小さい事業については、事前の地元調整で問題のない〇〇〇mに満たない店舗に限る」等の条件を付ける、あるいは「規定の継続期間を『おおむね』として幅を持たせる」ことでの短縮も考えられるので、こちらも検討をお願いしたい。	—	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
権限移譲による事業協同組合等の導入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであるとや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受け取れる。 また、組合等の事業区域が都道府県の行政区画を超える場合においては、組合等の主たる事務所が従たる事務所を統括して管理している状況にあることから、組合等への管理・指導には支障は生じないと想定している。 提案の早期実現に向け、検討スケジュールを示されたうえで、引き続き検討していただきたい。	—	—	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。	
ある特定目的の達成に当たって不要となった蓄水池他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をするこよなく引き継ぎ上用することを認めるには、新しい水利秩序を保つそれがあるため、ともに、新たに雜用水利用の必要が生じた場合には、業者の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雜用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満である雜用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱さずそれがあるまではいえない。 この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。 また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雜用水利用の申請に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。 このことは、工業用水道事業者の経営上の問題であるだけではなく、我が国の産業を考える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。 工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。	—	—	—	
東日本大震災以降、我が国の大エネルギー需給構造が大きく変化する中、災害対応力の向上の観点も含め、分散型エネルギーの導入拡大による電力自給率の向上が必要とされている。 そのためには、再生可能エネルギーの導入拡大及び安定化電力需給体制の確立が不可欠である。 このうちの中、企業においては、事業の業態などに応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入を推奨することが期待されていることから、そのひとつの方策として蓄電池設備の導入が挙げられている。 といった方針では、蓄電池設備の追加について、周辺環境や地域住民との親和性の観点での検討が必要であるところであるが、例えば、主として太陽光発電施設と併設し、非常用電源としても使用可能な蓄電池施設であれば、現在、太陽光発電施設が環境施設として認められている点から問題はないと考えられる。 また、消防法では、4,800Ah・セル以上の蓄電池(リチウムイオン蓄電池であれば電力量に換算して約18kWh)を規制の対象としているが、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池設備を組み合わせた分散型エネルギーの導入拡大が災害時の対策に有効であり、また現在でも家庭用蓄電池設備の普及が進んでいることから考えて、周辺生活環境への影響は小さいと思われる。	—	—	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、周辺の生活環境に配慮しつつ、設備設置促進について検討を行うこと。	
砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、「省令改正等」が規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。 そのため、「軽微な変更」として該当するのか検討いただきとともに、必要な省令改正等の措置についても検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。 なお、採石法第30条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の1の2「「軽微な変更」について規定していることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いたいたい。	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	
砂利採取法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務主任者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点を疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えており、こうした資質を公平に判断するためにも、試験制度に一本化することが望ましい。 また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に則しているとは言い難い。 さらに、砂利採取業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務主任者を複数確保するなどの対応を図ることと本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。 仮に認定制度を存続するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務主任者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。	—	【静岡県】 砂利採取業務主任者には砂利採取法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。中小事業者の事業継続のために認定を行うとともに、知識と技術を十分有するか否かの判断を排除することとなる。 認定制度はあくまでも試験創設時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員の資格取得についての支援を別途考えるべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答											
	区分	分野									団体名	支障事例												
95	B 地方に対する規制緩和	産業振興	採石業務管理者の認定の規定の削除	【制度改正の経緯】 業務管理者の認定制度については、試験制度創設における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることはなく、残されているものと認識している。 【制度改正の必要性】 業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての味合いで大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。 【支障事例】 認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方審査一括法に係る採石法の改正により条例が発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。	業務管理者資格については、試験による付与のみとすることで、災害発生の防等でのみの資質を公平に判断することができるようになる。 また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。	採石法第32条の4第1項第5号及び第32条の13第2項	経済産業省	栃木県	岩手県、茨城県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県	—	採石法令では、岩石の採取を行おうとする者は、法第32条の規定により、事務所に届け出る旨の登録を受けなければならないと規定されている。 採石業務管理者が不在となってから2週間を経過した後も不在の場合には、法第32条の10の規定により、都道府県知事はその採石業者の登録を取り消すことができるが規定されている。一方、都道府県知事が実施する採石業務管理者試験については、現在、1年1回の実施であるとともに、試験による判断の不十分さを補充するため、法第23条第1項の規定により、採石業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する都道府県知事が認定した者を採石業務管理者として選ぶことを認めている。 このような状況においていよいよ例えば、仮に、採石業務管理者が1名しかいない中小規模の採石業者が、事故などにより突然、採石業務管理者が不在となった場合、同様規模の採石業者によって代用可能なものと考えている。 採石業務管理者の認定制度を廃止することは、中小規模の採石業者の採石事業からの排除につながり、産業振興の妨げとなることからも、採石業者の認定の規定は引き続き必要であると考える。	各府省からの第1次回答												
141	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取の認可事務等についての規制緩和の要請	同法第37条第1項に基づく市町村の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときの、いわゆる河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことと要請することができる」が、地下水漏洩の汚染や地盤の破壊等による災害、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村の要請を認める文言に改めなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当地域は、立山連峰から富山方面に渡る早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業に供給される。特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水資源を消費する田畠、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な農業生産保全への影響や、地盤化、企業競争等の土地利用の幅を狭めてしまうなど、地下水漏洩の汚染による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を埋め戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中の143カ所を対象とした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった際及び採取業者に認可または不認可の処分をした時に、都道府県知事から關係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県等に対する必要な措置の要請ができる可能性はない。ただし、市町村が勘案して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	滑川市	〔別添資料あり〕 「[陸]砂利採取、深堀り埋め戻し」(平成27年5月13日付、富山新聞社会面) 「砂利採取 県は猛省を」(平成27年12月16日付、北陸中日新聞コラム「越中春秋」)	豊田市	—	砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、法に「災害」とは、他人の危害を及ぼし、公の用に供する施設を壊損し、又は他の産業の利益を損じ、公の福祉に反するや認められるものを指すのである。同法第7条第1項も、以上の目的のもと、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事の砂利採取の認可権者に対し必要な措置を講ずべきことと要請することができるとして定められている。 本提案に、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋戻し等の影響について、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定について災害が該当し得るものであると解され、現行法に応応可能と考える。	各府省からの第1次回答											
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項は、農工団地に准拠できる工業等の業種を工業(製造業)、道路荷物・送達業、倉庫業、搬入業及び卸売業に限られている。社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農村地域工業等導入促進法第2条第2項は、農工団地に准拠できる工業等の業種を工業(製造業)、道路荷物・送達業、倉庫業、搬入業及び卸売業に限られている。社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば物流工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や然供給業など、雇用に加え、団地内外へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があつたが、当該規制により分譲を断念している。 本県は、農工法に基づき、県内19件計画を策定し、農工団地58団地、51haの用地を造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものと未立地が進んでいない面積が約28%あり、また、計画上は、農工団地を造成することによって立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haとなっている。 具体的な支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以内上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特により農工法第2条第2項で定める業種以外の業種用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本事例においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があつたが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の耐用年数であるため、地域再生法の特例を受けられず、立地場所を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	農村地域工業等導入促進法(以下、「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設施が整備されて居る場合などは、多くの企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには、地域にしっかりと作り込まれたことが重要であり、その実現に資する運営性のある措置を重点的に位置づけるべきである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農地構造の改善に対することを狙いとするものであることは、(①)雇用等による農地構造の改善が最も重要な要素であること、(②)必ずしも農業的な知識や高度な技能が必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域における地盤の活性化の仕組みについては、農工法をこれまで各省も含めて講じられてきたことから、農業者等の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農工法を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。	各府省からの第1次回答											
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際しては、都道府県に要变更を求めることができるところまで、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合には、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。」と定められている。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。H27計画策定期には、事前確認を含めて国協議に約7ヶ月を要している。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。 ○同手順が複数あるため、審査のペリオドは、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。國と関係ある公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興與農業の半島振興計画の方向性をめるものである。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。H27計画策定期には、事前確認を含めて国協議に約7ヶ月を要した。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。 ○同手順が複数あるため、審査のペリオドは、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。國と関係ある公共団体が密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興與農業の半島振興計画の方向性をめるものである。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。H27計画策定期には、事前確認を含めて国協議に約7ヶ月を要した。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。 なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聽かなければならぬこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間にでの回答等の提出を要めることにならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	各府省からの第1次回答								
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に際しては、都道府県に要变更を求めることができるところまで、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合には、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。」と定められている。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。H27計画策定期には、事前協議を含めて国協議に約7ヶ月を要した。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、審査のペリオドにより時間がかかる。	貴県からは、「主務大臣への協議(事前協議を含む)」及び同意を得るために多大な時間と労力を要しているとの御意見を頂いているが、今般の半島振興計画において、國からの指摘は、事業説明や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていません。	貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分权改革推進室に情報提供を依頼したことより、同室から、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その都度、関4市に意見照会を実施して開示合意を得るよう確認を依頼している。また、都道府県は先出機関である総合振興局・振興局を対象の作業となるため、計画策定のための市町村の作業

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
採石法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務管理者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点を疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えております。したがって、試験問題を公平に判断するためにも、試験問題を一元化することが望ましい。また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に適しているとは言い難い。さらに、採石業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務管理者を複数確保するなどの対応を促すことが、本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。仮に認定制度を存続するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務管理者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。	-	【静岡県】採石業務管理者には採石法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。中小事業者の事業継続のために認定を行うとすると、知識と技術を十分有するか否かの判断を排除することとなる。認定制度はあくまでも試験創設時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員の資格取得についての支援を別途考えるべきである。	-	-		
経済産業省からの第1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまうことがある。 ① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。 よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。 ② 条文上、「災害」の定義が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこのに定義する「災害」に該当するに認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるおりに運用されない。 ③ 将来の「災害」は災害が発生するおそれに対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。(水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響がいつ頃発生するか分らないため) ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査、措置を講じなければならぬ。これは両者にとって相当の根拠が必要となる。また、この結果、採取権者によって不利になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これに応対することは困難である。 上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一帯割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、規制の規模や懲戒等により想定される災害等は多大であることから、当該地域の市町村長からの要請は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、開き機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考えるため、災害等に関する具体的な定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。	-	【豊田市】府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまうことがある。 ① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。 よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。 ② 条文上、「災害」の定義が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこのに定義する「災害」に該当するに認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるおりに運用されない。 ③ 将来の「災害」は災害が発生するおそれに対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。(水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響がいつ頃発生するか分らないため) ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査、措置を講じなければならぬ。これは両者にとって相当の根拠が必要となる。また、この結果、採取権者によって不利になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これに応対することは困難である。 上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一帯割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、規制の規模や懲戒等により想定される災害等は多大であることから、当該地域の市町村長からの要請は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、開き機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考えるため、災害等に関する具体的な定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。	-	【全国知事会】所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。 ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ご狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になつていても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。 ② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと指摘をする表現があるのではないか。 ③ 法制定後約5年にはたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第37条第1項の規定が運用されてきたのではないか。 ④ 第37条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。	-	
地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることをから造成済みに対して措置されたことは理解ですが、事前に造成工事をさせて工場等を誘致しようとする地盤は、イタチごっこ等の近隣など立地の便が良い(誘致いや立地)ところが多く、實に就業構造改善の必要な農村部においては、参入企業が見つかることなく、農業生産もも行ながら、見つかることなく、農業生産するところが多い。 農工法は、農村地盤への工業等への工場等への就業を促進することを目的としており、工業等への工場等への就業が進められることで農村部における就業構造改善、更に農業構造の改善を促進するためには、種々の施策が重要とされています。 また、貴省からの回答では「対象となる地域・産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等を示していただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた彈力的な運用ができるよう検討をお願いしたい。	-	【秋田県】昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)から急劇的に変化しており、「(2)」にも掲載の知識や高度な技能を必要とする人材が見つかることなく、農業生産もも行ながら、見つかることなく、農業生産するところが多い。 一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前述の条件にマッチする人とともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにこだわらない、ワーカー層を中心とした多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前述の条件にマッチする人とともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにこだわらない、ワーカー層を中心とした多様な働き方を求める動きもある中、世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%へ縮小してしまっているものの、依然、高い水準を維持している。 本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。	-	-		
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を尊重し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を経し、提出制度を改めることを求める。 なお、協議が実現できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	-	【北海道】現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-		
半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性等を尊重し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を経し、提出制度を改めることを求める。 なお、協議が実現できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	-	【北海道】現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-		
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しております。計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は該句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-	【北海道】事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	【現状】 都道府県が離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できないと認めるときは、都道府県はこれを変更すべきことを求めることがある。と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出は離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるところには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることがあることである。と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出は離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5ヶ月を要している。)また、都道府県は先出機関である総合振興局、振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5ヶ月を要している。)	離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施する。離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができるとしてされている。
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県・市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン等の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法律とともに設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な効用を有する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一體的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一體的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	フロン等の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成12年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県	宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	○環境団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にはほんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行われていない。	○機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録者となっている充填回収業者に関する情報を持っています。一方で、充填回収業者の範囲を縮めれば、充填回収業者の登録業務を政令市・中核市に委託すると、充填回収業者の登録者に負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただけたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	フロン等の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国ににおける審議を経て成立したものである。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は該句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定期には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定期は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-	-		
○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の業務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。 ○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のよう環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。 ○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。 ○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。	-	-	-	【全国知事会】 関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。		